

**新発売!**

## 全国商工会会員福祉共済・医療特約

(福祉共済にご加入されている方が、ご加入いただけます。)

<ご案内>

- ・医療特約は、全国商工会連合会の医療共済と東京海上日動火災保険㈱の医療保険(1年契約用)のセット商品です。
- ・加入対象者は、商工会会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・都道府県商工会連合会・全国連の役職員とその家族に限ります。

加入年齢	満6歳～満65歳	満66歳～満74歳※1
掛金 (医療保険の保険料を含む)	月々1,000円	
1日あたり支給額 (疾病入院共済金日額および 疾病入院保険金日額)	疾病による入院1日あたり 5,000円	疾病による入院1日あたり 4,000円
	支給額一定・掛金一律プラン※3	
1入院支払限度日数	120日	
免責日数	なし。入院1日目(日帰り入院含む)から補償されます。	
手術共済金及び保険金	手術の種類により、1日あたり支給額の40、20、10倍	

募集開始：平成18年9月1日より  
補償期間：平成18年11月1日午前0時  
～平成19年11月1日午後4時  
**\*毎月中途加入可能です。**

お問合せ先：沖縄県商工会連合会  
住所：沖縄県那覇市小禄1831-1  
TEL：098-859-6150

※1 本契約は更改にあたりご加入者の方からの特段のお申し出または全国連・保険会社からの案内がない限り、前年度と同じ補償内容で保険会社に保険契約を申し込みますので、本年度以降も同じ補償内容にて継続されることになります。なお、同じ補償内容であっても、保険料が変わることがありますので、来年度以降の保険募集の案内をよくご確認ください。満66歳となった場合には支給額が4,000円に自動的に移行します。

※2 掛金1,000円中東京海上日動火災保険(株)の医療保険の補償分保険料130円が含まれます。(年齢問わず一律)

※3 1日あたり支給額(加入年齢に応じて、5,000円または4,000円)のうち、東京海上日動火災保険㈱の医療保険が750円を補償します。

※4 傷害による入院については、共済金及び保険金は支払われません。

(注) ・新規のご加入及びご継続のお取扱は、商工会に所属している方で期間の初日の時点で満74歳以下の方に限ります。  
・ご加入申込時に告知事項にご回答いただきますが、健康状態等、ご回答内容によってはご加入いただけない場合もあります。  
・第二回目以降の分割保険料は毎月お支払いいただきますが、保険期間の途中で加入をやめられる場合で、保険金をお支払する事故が発生した場合は、未経過期間の保険料を一括してご請求する場合があります。

\*このチラシは医療特約(医療共済と医療保険(1年契約用))の概要について紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。詳細は共済約款・保険約款等によりませんが、ご不明な点は下記お問合せ先またはお近くの商工会にお問い合わせください

<お問合せ先> 取扱代理店：(株)ふるさとサービス TEL：03-3214-5710

引受保険会社：東京海上日動火災保険(株) 広域法人部法人第一課 TEL：03-5223-2579

4900-06-061

2006年11月作成

## 平成19年度中小企業関係税制改正のポイント

今般の税制改正において、長年の懸案であった項目について、抜本的な見直しを行いました。具体的には、①中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃、②計画的な事業承継を支援する制度の創立、さらに事業承継税制の見直しの提言、③減価償却制度の抜本的見直し、などを行うことが決まりました。

### 中小企業の経営基盤の強化

#### 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃

同族会社に対する留保金課税の適用対象から中小企業を除外します。

▶ 内部留保に対する法人税の上乗せ課税が完全撤廃され、内部留保の充実が一層可能になります。

#### 中小企業地域資源活用促進法(仮称)に基づく税制措置

次期通常国会に提出予定の新法に基づき、産地技術や農林水産等の地域資源を活用した事業に取り組む中小企業に対する設備投資の支援措置(30%の特別償却又は7%の税額控除)を創設します。

▶ 各地域の「強み」を活かした分野への積極的な設備投資が可能となります。

#### 減価償却制度の抜本的見直し

競争力強化の観点から、国際標準に合わせ、減価償却可能な限度額(現行95%)を撤廃するなど減価償却制度を抜本的に見直します。

▶ 早期に損金に落とせる額が大幅に増えることで設備投資をより積極的に進めることができます。

#### 中小企業等基盤強化税制の延長

中小小売・卸・サービス業等に対する設備投資の支援措置(30%の特別償却又は7%の税額控除)を延長します。

▶ 中小小売・卸・サービス業においても、設備投資をより積極的に進めることができます。

### 中小企業の事業承継の円滑化

#### 相続時精算課税制度の自社株式特例の創設

これまで相続時精算課税制度<sup>※</sup>の対象とならなかった60歳(本則65歳)以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供に自社株式を贈与する場合に非課税枠が3,000万円(本則2,500万円)となる特例を創設します。

※相続段階での精算を前提に贈与。非課税枠3,000万円を超えても贈与税率は累進ではなく一律20%

▶ スムーズに株式贈与ができ、早期の後継者への事業承継が容易になります。

#### 種類株式の評価方法の明確化

配当優先の無議決権株式(普通株式評価額から5%評価減も可能)や拒否権付株式など、円滑な事業承継のために活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法を明確化します。

▶ 種類株式を活用することで経営権を安定的に承継することが可能となります。

## 地域経済と雇用を支える中小企業の活用化

#### 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し

中小企業の活用化の観点から、適用除外基準を平成19年度から大幅に引き上げます。基準所得(課税所得+オーナー役員給与)800万円以下→1,600万円以下

#### 中小企業へのその他の支援

#### 中小企業金融の円滑化

商工中金の民営化後も、中小企業金融が円滑に行われるよう、税制においても適切な措置を行います。(抵当権を設定する中小企業者に対する登録免許税の軽減措置の延長など)